

記入上の注意

- 記載事項に不正があるときは採用される資格を失うことがあります。
- ※印を除き、すべての欄に記入してください。記入に当たっては、黒のボールペンを使って楷書で、数字は算用数字で記入してください。
- 現住所欄には、同居人の場合は〇〇方で正確に記入してください。
- 連絡先欄には、通学等のため下宿している人で現住所以外に連絡場所がある場合は記入してください。
- 資格免許職を受験する場合は、該当する資格・免許等を10の欄に記入してください。

(ご注意)

- 解答用紙の記入は、マークシート方式です。
- マークの記入は、先のとがらないHBの鉛筆を使用してください。
  - 訂正する場合には、消しゴムで完全に消してから新たに記入してください。
  - マークの記入方法等は、試験当日に会場にて説明します

[ 記入例 ] 令和3年度 第1回市町村職員採用試験申込書

香取広域市町村圏事務組合				
1. 国籍 (番号を○で囲む)	① 日本国籍 ② 外国籍→国籍を記入(永住者又は特別永住者に限る)	4. 試験職種 希望する職種を記入して下さい	※職種コード	※受験番号
2. 現住所 〒289-0407 (電話 0478-78-1181)  千葉県香取市仁良300番地1 方		5. 氏名  香取次郎		
ふりがな ちばげん かとりし なら		ふりがな かとり じろう		
3. 連絡先 〒 (電話・携帯電話 090-1234-5678) (通知文書等送付先)  同 上 方		6. 生年月日 (性別) 昭和・平成 11年 8月 18日 (男・女)		
ふりがな		7. 希望する団体名 〇〇市(町)		平成・令和 3年5月15日撮影
ふりがな		(写真欄)		
8. 学 歴 (最終学歴とその前の学歴二つの計三つを最新のものから順に記入)				
学校名	学部科名	所在地 (市町村まで)	期 間	該当を○で囲む
(最終学校名) 〇〇大学	法学部法律学科	〇〇県〇〇市	平成 30年 4月から 令和 4年 3月まで	令和2年度 卒・卒見込 中退・修了
県立〇〇高等学校	普通科	〇〇市	平成 27年 4月から 平成 30年 3月まで	平成29年度 卒・卒見込 中退・修了
私立〇〇中学校		〇〇市	平成 24年 4月から 平成 27年 3月まで	平成26年度 卒・卒見込 中退・修了
9. 職 歴 (短期のアルバイト等は除く)				
在職中 <input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/>		【会社名: 〇〇株式会社】 【勤続年数: 年 月】		職歴なし <input checked="" type="checkbox"/>
10. 資格・免許 (資格免許職を受験する場合は必ず下記に記入)		私は、当該試験の受験案内に掲げてある受験資格をすべて満たしており、この申込書に記載したことは事実と相違ありません。		
資格・免許等の名称	取得(交付)年月 (該当を○で囲む)		※受付団体日付印	
英検2級	令和元年10月 取得・取得見込・交付		令和3年5月30日  氏名 香取次郎 (自署のこと)	
	年 月 取得・取得見込・交付			
	年 月 取得・取得見込・交付			
	年 月 取得・取得見込・交付			
	年 月 取得・取得見込・交付			

令和3年度 第1回市町村職員採用試験  
受 験 票

香取広域市町村圏事務組合	
※職種コード	※受験番号
試験職種	希望する職種を記入して下さい
希望する団体名	〇〇市(町)
現住所	千葉県香取市仁良300番地1
氏名	香取次郎
ふりがな	かとり じろう
平成・令和 3年5月15日撮影	※受付団体日付印
(写真欄)	
1. 写真は、申込み前3ヶ月以内に撮影したもので、上半身、脱帽、正面向きのもの。	1. 写真は、申込み前3ヶ月以内に撮影したもので、上半身、脱帽、正面向きのもの。
2. 写真の裏面に氏名を記入した上で、この欄にしっかりと、のり付けて下さい。(タテ4.5cm、ヨコ3.5cm)	2. 写真の裏面に氏名を記入した上で、この欄にしっかりと、のり付けて下さい。(タテ4.5cm、ヨコ3.5cm)

受付前に切り離さないこと ※受付団体日付割印

試験通知

- 試験日時  
令和3年 7月11日(日) 香取市立佐原中学校
  - 試験会場
- 受付開始 午前9時  
入室着席 午前9時30分  
試験開始 午前10時

受験心得

- 受験の際、必ず本票を持参し、定刻までに受付をしてください。試験開始より、1時間以上遅刻した場合は、受験できません。
- 試験当日は筆記用具、上履き、下足入れを持参してください。
- 昼食は、各自で準備してください。
- 原則として、試験会場への車の乗り入れはできません。
- 試験中は、熱中症予防のため、水分の補給のみ可とします。